

令和8年4月から
始まります！

秩父市

こども誰でも 通園制度



こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない満3歳未満のお子さんが保護者の就労要件等を問わず、月一定時間まで保育所等を利用することができる制度です。同年代のお友達と遊ばせてあげたい、子育ての悩みを相談したい方などぜひご利用ください♪

対象のこども

保育所、認定こども園
地域型保育事業、企業
主導型保育施設等に在籍
していない0歳6か月～
満3歳未満のこども

利用可能時間

こども1人につき
月10時間まで
※利用できる時間帯は施設に
よって異なります。

利用料金

1時間あたり
300円程度
※施設により利用料金は
異なります。

利用までの手順

- ① こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイトから利用認定申請をします。※令和8年3月10日～受付開始
- ② 市で利用資格を確認し、認定後、総合支援システムログイン用のアカウントと認定証を発行します。（総合支援システムから「アカウント発行のお知らせ」メールが届きます）
- ③ 総合支援システムから希望施設を検索し、事前面談の予約をします。面談にはお子さんといっしょに施設へ行きます。
- ④ 総合支援システムから希望施設へ利用の予約をします。予約が確定すると総合支援システムからメールが届きます。



利用認定申請は
コチラから

《裏面もご確認ください》

実施予定施設

	施設名	所在地	受け入れ年齢	利用可能な曜日・時間
公立	日野田保育所	日野田町1-9-27	生後8か月～ 満3歳未満	月～金曜日 9:00～11:30
	花の木保育所	上町3-21-9		
私立	山田保育園	山田1404-1	生後6か月～ 満3歳未満	月～金曜日 9:30～12:30
	※かみたのこども園	荒川上田野993-1		月～金曜日 9:00～16:00
	※まんよう保育園	下吉田7624-4		月～金曜日 8:30～16:30

※私立保育施設については、通常保育の定員の範囲内でお預かり（余裕活用型）するため通常保育入所児童の増加により、空き枠がなくなった場合には、こども誰でも通園制度の受け入れを停止することがあります。

※かみたのこども園、まんよう保育園は令和8年5月から事業開始予定です。

よくあるご質問

- Q. まだ利用するかどうかはわからないのですが、事前に認定申請をしておくことは可能ですか？
- A. 事前に認定申請をしていただくことは可能です。（生後6か月前の申請も可能です）実際のご利用は生後6か月からとなり、利用施設との事前面談が必要となります。
- Q. 対象は満3歳未満とありますが、いつまで利用できますか？
- A. 3歳のお誕生日の前々日まで利用することができます。
- Q. 今月、利用しなかった時間数を翌月に利用することはできますか？
- A. 当月に未利用の時間数を翌月以降に繰り越して利用することはできません。

【お問い合わせ】

秩父市役所 保育こども課 ☎0494-25-5206

